

乙第3号議案

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援 対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に 関する条例

(沖縄県特別会計設置条例の一部改正)

第1条 沖縄県特別会計設置条例(昭和47年沖縄県条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表第1第4号中「沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計」を「沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計」に、「母子福祉資金及び寡婦福祉資金」を「母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金」に、「寡婦福祉資金貸付事業費」を「父子福祉資金貸付事業費、寡婦福祉資金貸付事業費」に改める。

(沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 沖縄県の事務処理の特例に関する条例(平成12年沖縄県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条の表9の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年沖縄県条例第65号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

(沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県条例第85号)を次のように改正する。

第44条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第112条第2項中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

(沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県条例第86号)を次のように改正する。

第17条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

平成26年9月17日提出

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

理 由

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律により母子及び寡婦福祉法の一部が改正されることに伴い、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。